

3 財政健全化に向けた取り組み

これまでの取り組み

平成 10 年度以降、厳しい財政事情を踏まえ、本県では歳出の伸びを抑制する一方、県債や基金に依存しない財務体質を目指して、財政構造改革の取り組みを積極的に進めてきました。

平成 14 年度には、法人二税をはじめ県税収入が大幅に減少し、今後も大きく回復する見込みが立たないことから、歳入歳出両面からの見直し検討を行い、具体的な縮減額等を定めた「財政構造改革プログラム」を策定しました。

平成 10 年度～平成 12 年度

「財政構造改革の指針」

〔背景〕 税収が伸び悩む中、国の大規模な経済対策に対応したため、県債残高が増加し、基金残高が減少

〔内容〕 歳出の伸びの抑制（投資単独事業を大規模経済対策実施前の水準に）
会館等公共施設整備の原則凍結
スクラップ・アンド・ビルドの徹底、総人件費の抑制
県債発行の抑制（新規発行額と地方債依存度を大規模経済対策実施前の水準に）

平成 13 年度～平成 14 年度

「当面の財政運営の方針」

〔背景〕 3 年間の取り組みによる成果は見られたものの、予想をはるかに超える県税収入の減少などのため、緊急避難的に県債を発行したことなどから、県債残高が増加

〔内容〕 会館等公共施設整備を含む大規模事業は、緊急不可欠なもの以外凍結
定員管理の一層の適正化による総人件費の抑制
県債の発行については地方財政措置に基づくもの以外極力抑制

平成 15 年度～平成 17 年度

「第 2 次財政構造改革の指針」「財政構造改革プログラム」

〔背景〕 平成 14 年度における県税収入の大幅な落ち込み（ 282 億円）
基金残高の減少

〔内容〕 効率的な行政運営の徹底、施策の重点化 約 85 億円
人件費の抑制 約 49 億円
事務事業等の重点化による削減 約 27 億円 ほか
投資的経費の重点化 約 65 億円
歳入の確保等 約 59 億円
公債費の平準化 約 54 億円 ほか

平成 15 年度から取り組んでいる「財政構造改革プログラム」の 2 年目である平成 16 年度に、国の三位一体の改革が具体化する中で、本県財政に大きな影響を受けることが判明し、指針やプログラムを見直す必要が生じました。そこで、平成 16 年 12 月に、改めて財政収支見通しを試算し、さらなる行財政改革を断行するという決意の下、新たに「財政危機回避のための改革基本方針」を定め、そのもとで平成 17 年度からの 3 年において取り組むべき内容を盛り込んだ「財政危機回避のための改革プログラム」を策定しました。

平成 19 年度は予算編成においても、この改革プログラムに基づき、その最終年度として引き続き、財政収支改善目標を達成するよう、着実な取り組みを進めたところです。

平成 17 年度～平成 19 年度

「財政危機回避のための改革基本方針」「財政危機回避のための改革プログラム」

〔背景〕三位一体の改革に伴う財源不足の拡大

国庫補助負担金の削減に伴う不十分な税源移譲、地方交付税の大幅な削減

財政収支見通し試算結果

財源不足額 280 億円、 500 億円、 560 億円

〔見直しの視点〕

「県行政のより一層のスリム化と効率化」

「市町村との新たな役割分担と協力関係の構築」

「地域の多様な主体との協働」

「選択と集中の徹底」

〔具体的な内容〕(平成 19 年度目標額)

県行政のスリム化	約 124 億円
職員給与等人件費の抑制	約 70 億円
経常経費の削減	約 13 億円
公営企業会計等に対する繰出金の削減	約 10 億円
公債費の平準化	約 30 億円 ほか
「選択と集中の徹底」による施策の重点化	約 75 億円
事務事業、補助金等の削減	約 75 億円 ほか
投資的経費の重点化、効率化	約 64 億円
歳入の確保等	約 16 億円
新たな税源確保	約 6 億円
未利用県有地の活用	約 10 億円 ほか
地方税財政基盤の充実・強化	

解説

財源不足とは（「財政危機回避のための改革プログラム」の場合）

平成 16 年度当初予算を基準として、その時点での行財政運営を継続すると仮定した場合の財政収支見通しを試算し、想定される歳出総額と今後見込まれる歳入総額との差を、財源不足額として示しています。

「財政危機回避のための改革プログラム」の取組状況

平成 16 年度に策定した「財政危機回避のための改革プログラム」の 3 年間の取組結果は下表のとおりです。平成 19 年度は、特に歳入面でのさらなる財源不足が拡大したことなどにより、財源不足額は 611 億円となりました。

まず、事業費の削減については、平成 18 年度に内部事務経費の 10%削減や指定管理者制度への移行による経費節減で 5 億円程度上回ることができました。人件費の削減や公債費の平準化は、ほぼ予定どおりの取り組みを行っています。

一方、歳入確保の面では、大きな財源不足に対処するため、未利用県有地の売却を一層積極的に進め、県債については、退職手当債も含め、ほぼ想定していた額を発行することとし、基金も大幅に取り崩すこととして予算計上しています。しかしながら、実際の予算執行においては、県債の発行を極力抑制し、基金の取り崩しも控えるよう努力しているところです。

(単位：億円)

区 分			財政収支改善目標			取組結果(当初予算)	
			17年度	18年度	19年度	18年度	19年度
一般財源不足額(税等)			354	500 (488)	560 (560)	488	611
対 応	歳 出	事業削減額	139	150 (155)	163 (160)	155	168
		人件費の削減	50	60 (60)	70 (70)	60	70
		公債費平準化	-	30 (30)	30 (50)	30	53
	歳入	歳入の確保	-	14 (10)	16 (10)	10	51
差し引き -			165	246 (233)	281 (270)	233	269
対 応	財源対策のための県債発行		70	120 (50)	130 (100)	50	100
	基金の取崩し等		95	126 (183)	151 (170)	183	169

(注) 「財政収支改善目標」の平成 17 年度は、当初予算額ベースとなっています。また、平成 18 年度および平成 19 年度の()書きは「新行革大綱(平成 18 年 3 月)」において示された数値で、一部修正や端数処理がなされています。